

以下が改正点となります。

令和4年度5月時のPTA規約・PTA組織規定内規の黄色部分を、赤字の内容に改正する表決です。なお、青字は、改正理由です。

もとの内容は、『令和4年度 PTA要覧』をご参照ください。

『PTA慶弔規定内規』、『PTA緊急事態支援基金運用規程』は変更がありません。

岐阜市立長森西小学校PTA規約

第1章 総 則

局

第1条 (名称) 本会は、岐阜市立長森西小学校PTAとい事務所を長森西小学校内におく。

第2条 (目的) 本会は、教育的環境をよくすることによって、児童の福祉を進めるとともに、会員相互の教養を高め、親睦を図る。

第3条 (性格) 本会は、正しい教育のため、純粋な民主団体として活動し、他からの支配干渉は受けない。また、学校管理や教職員の人事には関与しない。

第4条 (会員) 本会の正会員は、この学校の児童の保護者（以下P会員という）とし、すべて平等の権利と義務を有する。

岐阜市PTA連合会の名称変更に伴い

子育て委員1名

岐阜市PTA連合会の子育て委員会において、単位PTA代表として活動する。

第2章 役員・委員の構成と職務

第5条 (本部役員) 本部役員の構成と職務は次の通りとする。

- (1) 会長1名 (P会員から選出、以下同じ) この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長2名以上 会長を補佐し、会長不在のときは、会長の職務を代行する。
- (3) 母親委員1名 岐阜市PTA連合会において単位PTA女性代表として活動する。
- (4) 書記3名以上 (内1名はT会員) 各種会合の議案作成記録及び保管等の庶務を行う。
- (5) 会計2名以上 (内1名はT会員) 会計事務を担当し、年度末及び必要に応じ、会計監査を受け、総会に報告承認を得るものとする。
- (6) 会計監査2名以上 年度末決算及び必要に応じ、会計監査を行い総会に報告する。
- (7) 相談役として校長があたる。
- (8) 本会に顧問をおくことができる。顧問は元会長また副会長があたり、会長の求めに応じ補佐する。

元副会長

第6条 (委員)

- (1) 地域生活委員…ブロックごとに1名 (地域の状況を把握し、地域の課題を明らかにし、地域の発展に貢献する会の目的遂行に必要な活動を実施し、地域生活委員会の目的遂行に必要な活動を実施し、地域生活委員会の目的遂行に必要な活動を実施する。)
- (2) 学級委員…学級毎に3名を選出し、それぞれの学級における会の目的遂行に必要な活動を推進し、専門委員会のひとつに所属する。

高学年学級は役員未経験者が3名未満の可能性があるので

学級毎に選出

第7条 (任期) 役員の任期は1カ年とし、同職再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残りとする。原則として役員及び委員は、特別の場合を除き、他の役員・委員を兼ねない。

第3章 会計

第8条 (経費) 本会の経費は、会費及びその他の収入を以ってあてる。

第9条 (会費) 本会の会費は、一世帯当たり一律月額500円とし、年4回に分けて納入する。

第10条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 総会

第11条 (総会) 総会は年1回年度始めに開く。

- (1) 新任本部役員と専門委員長の紹介
- (2) 前年度の会計報告と決算の承認
- (3) 年度事業計画案及び予算案の審議並びに承認
- (4) その他、重要事項の審議並びに承認

(1) 役員、委員の任期は原則1カ年とし、再任は妨げない。

(2) 補欠役員及び補欠委員の任期は、前任者の残りとする。また、原則として役員及び委員は、特別の場合を除き、他の役員・委員を兼ねない。

第12条 (臨時総会) 臨時総会は、執行委員会が必要と認めた場合、会長が招集する。総会を開催するには、前もって議事の内容を明記し会員に通知する。

(本部委員会) 本部委員会は

第5章 役員会・執行委員会

第13条 (役員会) 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第14条 (執行委員会) 本部役員・各専門委員長・地域生活委員・各学年正副委員長を以って構成する。

- (1) 委員会は会長が招集する。
- (2) 執行委員会の業務は次の通りとする。
 1. 年間活動計画及び予算案並びに決算の審議をする。
 2. 総会に提案する議案の審議をする。
 3. 各委員会の活動計画の審議をする。
 4. 学級・学年・地区等から提出された事項の審議をする。
 5. 緊急事項の審議をする。
 6. その他の運営に必要な事項の処理をする。

上程する

を審議

本会の事業推進、目標達成のため、

第6章 専門委員会・その他

第15条 (専門委員会等) 本会の事業推進のため、次の委員会を設け、学校及び地域と密接な連絡を保ちつつ、それぞれの事業を分担し、総会または執行委員会の承認を得て推進する。

- (1) 成人教育委員会：生涯学習の観点に立ち、会員の研修及び親睦を目的とし、企画運営する。
- (2) 保健体育委員会：生涯学習の観点に立ち、児童の健康に関する研修・活動を企画運営する。
- (3) 広報委員会：会員意識の向上と、PTA活動の理解・協力を促すために、会報等を発行する。またその活動を記録する。

への

(4) 地域生活委員会：校区における子どもの交通安全・生活環境の浄化を図り、他団体との連携に努める。

向上

(5) 指名委員会：本部役員及び専門委員長の決定を行う。

- (6) 環境美化委員会 : 校内の清掃活動を中心に、環境美化を推進する。
- (7) 特別委員会 : 会長に要請された行事、活動、及び重要事項の審議を行う。

(各専門委員会にはT会員が所属する。)

第16条 (学年・学級懇談会等) 学校と協議の上、原則として授業参観を兼ね、必要に応じて開く。

第17条 (地域・地区懇談会) 必要に応じて開く。

第7章 役員等の選出

協議、選出し、

第18条 (役員を選出)

- (1) 本部役員の選出は、本部役員が協議し、責任をもって選出し、指名委員会に報告する。
- (2) 専門委員長の選出は、各専門委員会で協議し、責任を持って選出し、指名委員会に報告する。
- (3) 次年度の本部役員及び専門委員長は、年度末に会員に報告する。
- (4) 役員が欠けた場合、指名委員会が推薦し、執行委員会において決定する。

第19条 (委員を選出)

- (1) P会員は、1児童につき少なくとも1カ年本部役員又は委員を務めるものとする。
本部役員及び各専門委員長に就き、複数年任期となる場合は、それぞれ務めた任期数を加味し、児童在学中及び今後入学予定の弟妹分も務めたものとする。
- (2) 学級委員の免除
子ども会育成会ブロック長及び指導部は、任期中立候補した場合を除き免除する。
第6学年の会員で本部役員及び委員を経験していない場合は、19条(1)により、任期中であっても委員と兼任する。

毎年年度始め、学級毎にP会員名簿をもとにして、成人教育・保健体育・広報委員会に属する3名を選出する。(本部役員・各専門委員長・地域生活委員を除く。)

- (3) 学級委員は、毎年4月、学級毎にP会員名簿(本部役員・各専門委員長・地域生活委員を除く。子ども会育成会ブロック長及び指導部は免除する。)をもとにして、成人教育・保健体育・広報委員会に属する3名を選出する。但し、学年が重複する場合は、上級学年を優先する。学級委員の互選により学級委員長を選出し、学級委員長の互選により学年正副委員長を選出する。

(5)

- (4) 指名委員は以下のように選出する。

- イ. 本部役員選出……3名以上
- ロ. 専門委員長……4名
- ハ. 学年選出……各学年1名
- ニ. T会員選出……1名

(6)

(第1回の指名委員会は会長が招集する)

- (5) 地域生活委員は各ブロックより1名を選出する。
- (6) 特別委員は必要に応じて会長が選出する。

(7)

(4)

- (8) 第19条(1)~(7)までの規定による委員の選出が困難な場合など、特別な事情が生じた時は、執行委員会にて決定する。

第8章 規約の改正

第20条(改正) 本規約は、総会において出席者(委任状出席も含む)の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

補 則	この規約は、	昭和49年	4月	1日	より実施
		昭和53年	4月	1日	一部改正
		昭和57年	4月	1日	〃
		昭和59年	4月	1日	〃
		昭和60年	1月	22日	〃
		昭和61年	3月	10日	〃
		平成5年	3月	9日	〃
		平成8年	3月	3日	〃
		平成9年	5月	14日	〃
		平成13年	3月	7日	〃
		平成14年	4月	1日	〃
		平成15年	4月	1日	〃
		平成16年	5月	26日	〃
		平成17年	5月	23日	〃
		平成24年	2月	14日	〃
		平成25年	2月	12日	〃
		平成30年	5月	26日	〃

(1) 指名委員は本部役員、及び学年正副委員長を除いた学級委員から選出する。

PTA組織規定内規

第1条(指名委員会)

- (1) 指名委員の本部役員選出は、副会長・書記・会計とし、学年選出は、学年正副委員長を除いた学級委員の互選により選出する。
- (2) 指名委員の互選により指名委員長を選出する。 **次年度欠員となる本部役員を**
- (3) 指名委員は、**次年度の本部役員を推薦し、指名委員会に報告する。但し、学校のPTA本部役員は相談役にあたる。**

第2条(環境美化委員会)

学校のPTA本部役員は運営と相談役

- (1) 第6学年の会員のうち、これまでにPTA本部役員、学級委員及び地域生活委員を経験していない会員が所属し活動する。
- (2) 環境美化委員及び担当PTA本部役員の互選により環境美化委員長を選出する。

第3条(その他) 以上の各条項により難しき特別の事情または改定の必要ありと認める場合は、そのつど本部役員会または執行委員会にて協議、決定する。

○施行

平成25年 4月 1日